

令和4年度第1回 静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会 会議録

- 1 日 時 令和4年9月15日（木） 午前10時00分から午後0時10分まで
- 2 場 所 静岡庁舎新館9階 特別会議室
- 3 出席者 (委員) 金子泰之委員(会長)、木村精治委員、萩原浩委員、串原典委員、
勝山達巳委員
(事務局) 草分市民局長、原田生活安心安全課長、
仲澤防犯・交通安全係長、海老副主幹、鈴木主任主事
- 4 傍聴者 なし

5 議 題

- (1) 第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の進捗状況について
(2) 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画(案)について

6 会議内容

- (1) 開会
(2) 委員委嘱
(3) 挨拶(市民局長)
(4) 会長選出
(5) 静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会について
(6) 静岡市の犯罪概況について

事務局 【資料1～3】「静岡市の犯罪概況について」説明

事務局 ただいまの説明について、委員の皆さんからご質問やご意見はありますか。よろしいでしょうか。それではこれより審議会規則に従いまして、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

(7) 議事

金子会長 では議事の開催に先立ちまして、審議会規則の第2条第3項の規定にある代理人を氏名したいと思います。代理人は昨年度もお願いしている木村委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

では早速議事に入りたいと思いますが、次第の7、議事(1)「第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の進捗状況について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【資料4、5】「第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の進捗状況につ

いて」説明

金子会長

委員の皆さんからご質問やご意見はありますか。

木村委員

各表の事業の方向性という所で、拡大・縮小・現状維持というのがありますが、今後も現状維持しながらやっていくということですか。

事務局

今年度が現計画の最終年度になりますので、来年度も事業を行っていくと回答があったところについては、現状と同様の方向で事業を実施していきます。

金子会長

ありがとうございます。他に何かございますか。

萩原委員

先ほどのお話の中で青色防犯パトロールのことがあったと思いますが、現役の頃、青パトの講習で市役所に何回かお邪魔したことがありますけれども、静岡市は全国で北海道に次いで2番目に青色防犯パトロール車両の登録台数が多いということだったと思いますが、素晴らしいことだと思います。

また、防犯カメラの話がありましたが、現役の頃、警察庁からの補助事業もあり、市内の商店街でも防犯カメラを取り付けるということで、確か最初に両替町二丁目につけてくれました。その時も市役所から補助が出ていると思います。警察としても、防犯カメラが取り付けられていると事件が明らかになるので早く解決します。市役所と警察からの補助でほとんどの繁華街はクリアされている状況になってきています。400万画素のカメラをつけているところもあり、夜間の車のナンバーもすごく鮮明に撮影されている。街中に防犯カメラがいっぱいあるので犯罪が早く解決するし、捜査も簡単に進むので、非常に良い活動をされていると思っております。

事務局

街頭防犯カメラですが、商店街に対して経済局で行っている補助金事業と、当課の補助金事業があり、当課の補助金事業は、自治会や町内会を対象とした事業になっています。今年も25台程の補助の予定で、最近はかなり要望が増えており、財源を確保して25台強を補助している状況です。自治会・町内会からの要望が多いということもあり、実際になにかあった場合には、カメラのデータを提供することで事件解決につながるのか、設置することによって安心感が生まれるということもありますので、出来る限り進めていきたいと考えております。

金子会長

資料8の昨年度のアンケート調査の結果を見ても、「暗いところが少し不安だ」という記述があるので、おそらく防犯灯とか防犯カメラで何かあったときに自分を守ってもらえるのではないかと、というところが安心感につながるのだなと思ったので、こうした防犯灯とか防犯カメラとかはぜひこのまま続けていただきたいと思いました。

事務局

防犯灯は、LED化も進めておりますので明るさの向上も考えております。

金子会長

それでは、「第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の進捗状況について」の議題は終了とします。

金子会長 続いて、議事（２）「第３次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 【資料６～９】「第３次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画（案）について」説明

金子会長 委員の皆さんからご質問やご意見はありましたらよろしく申し上げます。

勝山委員 自治会の防犯活動の委員が１年ごと２年ごとで変わってしまうような状況で、その時だけ犯罪とか防犯・交通の意識はあるが、自治会のトップの会長も意識がなさすぎる。自治会のトップである会長が、まだ防犯の意識を持っていないところがある。そこのところを自治会の方でもう少し取り上げていただきたい。ただ防犯の委員の方に「やってくれ」と丸投げで、１年２年で任期が終わってしまう。ボランティアの場合は権限がないからという逃げを作ってしまうようなところもあるので、そういうところをもう少しうまく摺り寄せしていただきたいです。

事務局 防犯に対する意識の部分では、警察から委嘱される地域安全推進委員の方などに見守り活動等を実施していただいています。市としては地域で色々な形で色々な方に防犯の高い意識を持って防犯活動に取り組んでいただきたいと考えております。市でも、自治会や町内会を中心に地区安全会議という地域防犯団体を立ち上げた場合に、補助金等を交付させていただいています。ながら見守り活動などもそうですが、色々な形で市民の皆さんに防犯活動に取り組んでいただいて、防犯意識を高めていただけるように次期計画でも啓発など実施していくことを考えています。

木村委員 第３次基本計画の作り方の骨子的な所は資料６に大体出ているのですが、計画の基本的な進め方としてはこのような作りで進められるということでしょうか。

事務局 まず骨子を市で作り、庁内で骨子案に対する意見照会を行い、固まったところで、今回皆さんのご意見を頂くため、現在の案を提示させていただいております。今日皆さんにいただいたご意見から反映できる所を修正しまして、今年度末の策定に向けて進めていこうと考えています。

木村委員 基本方針については変える意向はありますか。基本的な理念は条例で定まっているので変える必要性は無いとは思いますが、基本計画を作っていく中では、基本方針や施策は当然変わってくるところはあると思うのですが、この計画を前提とするのか、多少は中身を変えてもよいということなのか、市のスタンスをお聞きしたいと思いました。

事務局 第２次基本計画の見直しを行った時に、基本施策や方針を見ていった中で、第２次基本計画の取組を積み重ねたことによって刑法犯認知件数が減ってきたということがあるので、第２次基本計画の継承を基本として進めていきたいと考えております。そこにプラスアルファで取組を強化していくという方向で案を作っております。

木村委員

先ほどの犯罪概況の話の中で、ある程度地域別で犯罪に特徴が出ているというところがあって、それに対して一律で計画づけて良いのかということとか、また、社会的なトレンドとしてSDGsの話が出ていますが、市は17の目標のうち「16 平和と公正をすべての人に」を関連付けているのですが、安全安心なまちづくりということであれば、「11 住み続けられるまちづくりを」や「17 パートナーシップで目標を達成しよう」など、先ほどの勝山委員の話であったような自治会のトップの会長だけが防犯に携わるということではなく、地域住民が意識をもって自分たちに出来ることを心掛けるという意味で「パートナーシップ」をもってやらなくてはいけないのではと思うので、SDGsでは、そういったところを加味することが必要ではないかと思います。

また、DXの点で、コロナ禍において、インターネットの活用が多くなっていて、スマートフォンでも犯罪の情報が確認できます。

また、ウィズコロナで、今後どのような形で犯罪等に強いまちづくり行っていくのかという点で、これまでの取組では通用しないようなことも出てくるのではないかと思います。例えばコロナ禍で家に籠っていたストレスで急に犯罪者に転じてしまったり、私の自治会でありましたが、資源ごみを持ち去り、それを高く売る行為であったり。こうしたものに対しては、防犯カメラが抑止力になるということもあると思います。

計画に書かれていることは、行政から地域の皆さんに何かやってあげますよ、情報を与えますよ、というような要素が強いと思うのですが、第3次基本計画では意識を高めるのではなく、住民一人ひとりが意識を持つだけではなくて、自ら行動して参加することが必要だと思います。資料の中で「地域防犯活動に参加していない人の割合」が約75%という話がありましたが、こういう活動に参加したいか聞けば意識は高いと思います。けれども実際行動はしていない。それを行動にいかにつなげられるかというところを、行政と地域の協働で仕組みが出来ないかという点を盛り込めると、非常に良い計画になるのではないかと感じました。

住民一人ひとりが自己変容し、行動に移せたり、地域全体で防犯に取り組む地域力を持てたり、行政と地域の協働の仕組みが出来たりするような計画になると良い計画になると思います。

事務局

頂いたご意見を踏まえ、事務局で検討させていただきたいと思います。

地域防犯活動については、資料8の市政アンケートモニター調査結果でも「今は参加していないけれども出来れば参加したい」という方も現に38.6%いらっしゃるものですから、そうした方が自ら取り組んでいただけるように、先ほど木村委員がおっしゃったような自己変容と言いますか、意識改革というところも含めた事業の実施も必要だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

木村委員

計画案では、基本方針で「防犯意識の高い人づくり」となっていますが、住民に行動に移してもらいたいということを考えると、「防犯意識が高く行動できる人

づくり」のような言葉が入ると、これからは意識づくりだけではなく、地域で一丸となって動くというニュアンスが出るのではないかと思ったので、そういった意味で、先ほど文言を変えられるか、というお話をさせていただきました。

金子会長

木村委員からのご意見に補足してなのですが、今年のアンケートの結果を見ても、自分が住んでいる地域がちょっと暗いとかごみが散らかっているとか、そういうところで不安を感じていますという結果が出ていると思います。「防犯」という風に言われると身構えてしまうのですが、地域の人が一人ひとりやれることというのは、例えばごみをちゃんと回収時間内に捨てる、というような住みやすいまちにすることを積み重ねていくことが、結果として防犯や犯罪等に強いまちづくりにつながっていくということが地域の人に伝わると、先ほど言ったような「行動できる」ことにつながっていくのではないかと思います。「防犯」という言葉が前面に出ると、パトロールしなくてはいけないというような意識になってしまい、そうするとそれは出来ないので、行政や警察に任せる形になってしまうと思います。そうじゃないですよ、ということを出すことで、一人ひとりの動きが変わって、行動に移せるということがあるのではないかと思います。

防犯だけではなくて生活しやすいまちづくりに向けてやっていこう、というように言葉の表現を変えるみたいなことはできるのではないかと感じました。人と人がつながる、とか生活しやすいというような用語を少し入れていくと、私達は具体的にこうしたらいいのだなというイメージが浮かぶような気がしました。

勝山委員

木村委員と金子会長がおっしゃるように、ガラスが割れていたり空き家になっていたり、そういうことに關心を持つ住民になってくれれば犯罪がなくなると思います。市でもながら見守りを行っています、みんなが関わる意識をもつ、という心理をうまく底上げするようなものあれば良いと思います。役割であの人がやるからいい、ということではなくて、ごみが落ちていたら拾う、というだけの意識があれば、まち全体がきれいになって犯罪もなくなるのではないかと思います。些細なことからはじめないと無理なのではないかと思いました。全体が少しずつ関われば大きな力になると思います。こういうニュアンスのことも活字で謳うのではなく、ひらがなで書けば柔らかくなるし、漢字だと強い圧力がかかるようなイメージになります。言っていることは強いけど、字では柔らかくするなど、そういうところを取り上げてもらいたいと思います。

串原委員

「防犯」というと硬い感じがします。みんなが、こうしてもらおうと助かるなどいうのを、参加してもらえような方策をとっていけば良いのではないかと思います。例えば、一口メッセージや作文、ポスターを募集するとか。自転車盗についても、盗難の原因である無施錠に対して注意喚起のステッカーを駐輪場に貼って、それを見るだけでも効果があるのではないかと思います。監視員が見て回るにも限度がありますし、柔らかい言葉で問いかけると人の心って乗ってくるような気がします。住民の気持ちが動くような方策が取れたら一番良いと思いま

す。

金子会長 お二人に意見を出していただきましたが、表現の仕方や、地域の方や市民に対してどのようにメッセージを出していくのかというあたりについて、何かあれば。

事務局 委員の皆様のおっしゃる通り、「防犯」とか「防犯活動」と言うと身構えてしまうという部分は確かにあると思います。ながら見守り活動もそうなのですが、「散歩しながらできる」といったように、皆さんに行動していただけるような働きかけを検討していくのは重要だと思います。計画においては表現についての話になってしまうかもしれないですが、皆さんに計画を見て行動していただけるような文言も検討させていただきたいと思います。

事務局 施策として柔らかく伝えて防犯につなげていくという部分は色々できると思いますが、方針についてはかみ砕いてしまうとなかなか伝わり難い部分もあると思いますので、防犯意識が変わって行動できる人づくりであるとか、施策としては空き家があれば通報するとか、そのあたりについても検討して、またご意見をいただくかもしれませんがよろしくお願いします。

金子会長 行政がやり易いことと、私たちが身近な所で今日からでも出来ることを少し整理したりすると、我々はこれをやったらいい、ということがわかる気がするので、方針の補足の様な形で、具体的な行動としてこんなことができますよ、というところが見えると良いと思いました。

木村委員 計画が8年計画ということで、8年後に地域がどういう状態にあるのか情報を共有化できると非常にわかりやすいと思います。防犯力の高い地域づくりというよりも、8年後には子どもたちがみんな地域の人たちに挨拶をして、ごみを拾って美しい地域になっていて、というような将来像があって、それに向かって計画が作られているという形で。その中で、みんなでやれることを探して、自分事にしていくようにしないと。アンケートを見ていると、金子会長の言ったように行政や警察に頼めばなんとかなるという風に他人事のような意見が結構あると思います。そこを自分事にしないと、地域そのものが魅力的にならないと思います。これからは、行政だけに頼らずに自分たちの地域は自分たちで守る、自分の命は自分で守るというような意識づくりに向けた計画。それをわかりやすくするためには、将来像・地域像をもう少しかみ砕いて示せば、8年後こういう姿になるのなら自分はこういう風に関わらなければいけないのか、というところがある程度見えてくるのではないかと思います。もう少し情報が共有できるような作り方をされてみてはいかがかなと思います。

事務局 色々な市の計画なども2030年のあるべき姿、どんな状態になっていきたいのかの展望を求められることは多いです。計画の目的としては「安心して活動することができる安全な地域社会の実現」ということで、条例にも謳っている文言になっているのですが、もう少し具体性を持って、やわらかい表現で、おそらく「安全な地域社会の実現」に市民の皆さんが思うイメージはまちまちだと思うので、そ

れをみんながこうなったら良いな、という共有できる目指す姿というのがあったほうが、より皆さんが実践したり協力したりできるのではないかと、というようなイメージでよろしいでしょうか。

木村委員　もう少し理想を言えば、8年後はその状態で、さらにもっと市はここを目指している、というようなのがあれば良いですが、そこまでは求めないにしてもある程度わかりやすいところがあると良いと思います。

事務局　市全体で並行して策定を進めている、第4次静岡市総合計画がありまして、そこである程度今言ったようなこんな姿になったら良いというものがありまして、その中でやるべきことという部分もこの第3次基本計画にはありますので、総合計画の進捗具合も加味しながら調整したいと思いますのでよろしくお願ひします。

金子会長　萩原委員、何かいかがでしょうか。

萩原委員　資料6の成果指標が非常に良いですね。こういったものを文字じゃなくて数字で表されると、市民の皆さんもわかりやすいのではないかと思います。第3次基本計画もあくまで基本計画ですから、これはこれで良いのではないかと思います。木でいえば幹で、あとの枝の部分は、それぞれの施策で年度毎に色々なことをやっていって、皆さんがおっしゃったような細かいところを、色々な活動を市がアピールしていき、市民に意識をもたせるということをやっていけば問題ないですよ。あくまでも幹が基本方針で、枝の方が施策でいろんなことを行って、8年後には素晴らしいものができる、という考え方で行っていただければ良いと思います。

金子会長　資料1や資料3の令和3年度の静岡市の刑法犯認知件数を見たときに、第3次基本計画の目標数値の、令和12年度に1,900件以下という目標を達成していくにあたって、恐らく大事なものは万引きや特殊詐欺、自転車盗を減らすことが出来れば目標を達成しやすくなるのではないかと思います。そのあたりの対応というものを、具体的にどうやって動いていくのかということも考えた方が良いと思いました。具体的にこのような動き方をすれば良いのかなと思いついたこととしては、特殊詐欺について、令和2年度と令和3年度を比較すると還付金詐欺の金額が増えています。特に静岡中央警察署管内と清水警察署管内で増えているので、例えば、特殊詐欺が今ここの地域で起きている、ということがわかった時にアナウンスするのも良いと思います。以前、コロナの感染者が増えると広報で放送が流れていましたが、あんな風にして、今詐欺が増えていますよと注意喚起があれば、結構みんな聞いているのではないかなと思うので、特定の地域に向けて、少し気を付けてね、と意識づくりをするということが特殊詐欺の対応として出来るのではないかと思います。

あと万引きについてもずっと問題になっていて、令和3年は減っていますが、万引きに強い店舗づくりってどんな店舗なのかという指標が明らかになっている中で、指標通り実施していない店舗もあります。買い物をしていても、本来であ

ればこういう陳列をした方が万引きをしにくいはずなのに、この店舗はそういう対策をやっていない。犯罪者の側だけにメッセージを出すのではなく店舗にも協力してもらわなくてはいけないし、消費者の意識も高まれば、店舗も動かざるを得なくなるのかなと思います。万引き犯がウロウロしているような店で買い物をしたいかという私はそうは思わないので、ここの店舗は万引きの件数が少なく、万引きをされにくい陳列の方法をしているとわかると消費者は安心してお買い物が出来ると思います。皆さんに万引きに強い店舗はこういう店舗です、というのを知っていただいて利用していただくように周知していく方法も、防犯力を高める教育というところに入るのかなと思いました。企業側が売り上げを重視してそこまでは対策できない、という場合もあると思うので、その時は消費者が動かないといけないと思います。防犯力を高める教育という基本施策にからめて何か具体的に動いていただけるのであれば良いと感じました。

事務局

特殊詐欺の広報と啓発につきましては、一定の件数以上という要件はあるのですが、市の防災の同報無線を使って、詐欺電話の件数が一定に達した地域に対しては、防災部局と調整した上で放送を実施しています。ただ同報無線本来の目的が命を守る、というのが前提にあるので、すべての状況で必ず流せるわけではないのですが、現状そうした対応をさせていただいております。同報無線ができない場合であっても、コミュニティFMのラジオ放送や、ホームページや防災メール等で未然防止のための啓発を行っています。今後、どのような方法が良いかということも含めて、方法をご教示いただければ市の事業にも役立たせていけるのではないかと思います。

また、万引きについては、大規模の小売店舗に関して大規模小売店舗立地法に基づいて当課から防犯の視点から店舗を建設する業者さんに対して意見を出すというような制度がございます。実際にどのような方法が万引きを防げるかというところのノウハウが不足している部分もあるので、対策をしている店舗の例などあれば、今後業者さんに意見をされる際に具体的な実例に基づいて意見することもできますので、機会がありましたら教えていただけますと大変ありがたく思いますのでよろしくお願いします。

萩原委員

防災無線について、先ほど説明がありましたように、本来の目的があるものから。消防で流してくれているのですよね。

事務局

平日は防災部局で、土日は消防局でやっています。

萩原委員

基準があって、なかなか直ぐにはやってくれないというのは私も現役の頃知っているし、本来の防災の目的でやる以外で流すと苦情も来るみたいです。そういうことでエリアを決める、とか出来るもの出来ないものあるようです。流すにあたっては、良いと言う人もいれば悪いと言う人もいて、近くの人はいうさいつて言う人もいます。そういう意味で難しいところもあるなと思います。

万引きについては、現役の時に防犯指導へ行くのですが、店内に多く商品を展

示しているお店もあります。それが売りなので、防犯カメラもつけないし、人も増やさずこのままで良い、置き方も変えませんという所がありました。もうひとつは、万引きをされてもそれよりも売れば良い、という所もありました。また、テナントですと、借りているので防犯カメラを設置できないという場合もありました。店舗のオーナーさんの考えやテナントの状況があって、なかなか皆さんの考えるような、万引きに耐えるような展示方法や防犯設備を設置できないということもあって、現実問題として難しいということもあります。

金子会長 ハード面は難しいのですがソフト面の対応をやってほしいという状況で、これがうちの売りなのです、という考えもわかります。一方でそれを変えていくためには結局消費者が変わらないといけないのだなと思います。私たちが意識を変えて、安全な所で買い物したいという方が増えてくれば企業も変わらざるを得ないのかなと思うので、市民の方に対して、こういう店舗が万引きに強いですよ、というのを知らせていくのが大事なのかなと思いました。

他に何かありますか、いかがでしょうか。

勝山委員 第3次基本計画案があってそのなかで動いてたたき台を作りますよね。必ずここまでやりますよ、というのをなかなか言えないところもあると思うのですが、ビジョンがあるなら、必ずそこまで実施していただきたいです。市の職員の皆さんも3年くらいしたら異動になってしまうので、ずっと受け継いでそのままコンベアで流れていくイメージがあります。ここまでやれば必ず成果が出る、というような希望がなければなかなか皆さんの方向が向かないのかなと思います。良い基本計画を作っているから、そこに少し色付けをして、必ず成果が出る、という部分がほしいなと思います。

事務局 計画を策定していく中で、行政と市民の皆様、事業者の方々とそれぞれの役割をお示しさせていただいています。当然市だけでは刑法犯認知件数の目標は達成できません。確かに市の職員も異動はあるのですが、異動したら終わりではなく着実に後任に引継ぎながら目標に向かって関係課の職員含めて犯罪等に強いまちづくりを進めていくように、達成するために頑張りますという風に申し上げることしかできないのですが、よろしく願いいたします。

金子会長 それではこの議案については以上でよろしいですか。そうしましたら、今回出た意見等をもとに計画に反映できるか検討していただいて、第3次計画の策定を進めていただければと思います。こちらの議事は以上となりますので、進行を事務局にお返しします。

事務局 様々なご意見いただきましてありがとうございます。もう一度内部で検討させていただいて、ご相談等させていただくかもしれませんが、その際はよろしく願いいたします。

(8) 犯罪被害者等支援施策について

事務局 それでは続きまして、犯罪被害者等支援施策について、事務局から説明させていただきます。

事務局 【資料10】「犯罪被害者等支援施策について」説明

事務局 まず見舞金制度について、あるべきなのかというところをお聞きしたいのですが、皆さまどうでしょうか。

勝山委員 見舞いの制度はあった方がいいと思います。内容はまだ細かいところなどわからないのですが、あればいいと思います。

木村委員 見舞金制度も必要かもしれないと思いますが、むしろケアをするというところが非常に重要なと思います。たしか岐阜県が性犯罪被害に関する部署を日本で初めて作ったようで、地域の状況においてやるのでしょうけれども。新しく条例を作るよりは今ある条例の中にうまく盛り込んでそれを活かしながらいった方がいいと思います。静岡市の個性として、条例の中にある程度盛り込んで、包括的な条例が出来ていれば良いのかなと考えます。

金子会長 公費負担制度とあるのですが、被害に遭われた方が裁判を起こす際の支援などというのはないのですか。性犯罪に遭われた方が司法とのやり取りをしなくてはならない場合に費用を支出しなくてはいけないのであれば、そうした制度があった方が良いのではないかと思ったのですが。

萩原委員 数年前に被害者参加制度というのが出来て、被害者も裁判に参加して質問したり話したりできるという制度があります。被害者が被告人と直接会うのが嫌だといった場合であれば、別室からモニター越しで被害者の意見の陳述が出来るようになっていきます。そのあたりは検察庁や裁判所も協力的にやってくれています。裁判における被害者の意向は十分に述べられます。自分で発言したくなければ、弁護士に代弁してもらうこともできます。被害者参加弁護士というのですが、被害者の資力が少ない場合には無料で依頼でき、そうでない場合は私選の弁護士を雇ってやるという形になります。そういう意味で、ある程度フォローは出来ます。それ以外にも、カウンセリングも何回かは無料で、という形で現在やっています。

事務局 ビデオモニタリングで参加したりとか、裁判の枠を必ず押さえたりとか、そうしたケアは検察庁の方でやられていることはあります。損害賠償命令の確認などのケアはしているようです。今県警の方でやられているもので、まずは被害者が負担してその後に補償しますというようにやっています。給付金制度の方は犯罪の状況等踏まえながら色々な審査があるということで、期間がかかってしまうようです。

萩原委員 犯罪被害者給付金というのが国の制度で警察が中に入ってやってくれるものだから、確実に給付されます。被害者である本人、遺族に給付されるという形です。程度によって、収入によっても額は変わってきます。足りるか足りないかはわかりませんが、ある程度の金額は給付されるということになっています。

事務局　　こうした公費負担とか給付金制度があるけれども、ケースバイケースではあると思うのですが、収入源であった方が亡くなられた場合にお金が入ってこなくなってしまう時の支援があればということで、経済的支援としての見舞金制度が出来ているということです。

(9) 事務連絡

(10) 閉会

静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会 会長 金子 泰之